

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成30年 5月 30日

高知市長 岡崎 誠也 殿

提出者

住 所 高知市一宮2651番地2

氏 名 一宮生コンクリート株式会社

代表取締役 山崎 一寛

電話番号 088-845-0020

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき平成 29 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	一宮生コンクリート株式会社
事業場の所在地	高知市一宮2651番地2
事業の種類	窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	平成27年4月1日 から 平成32年3月31日

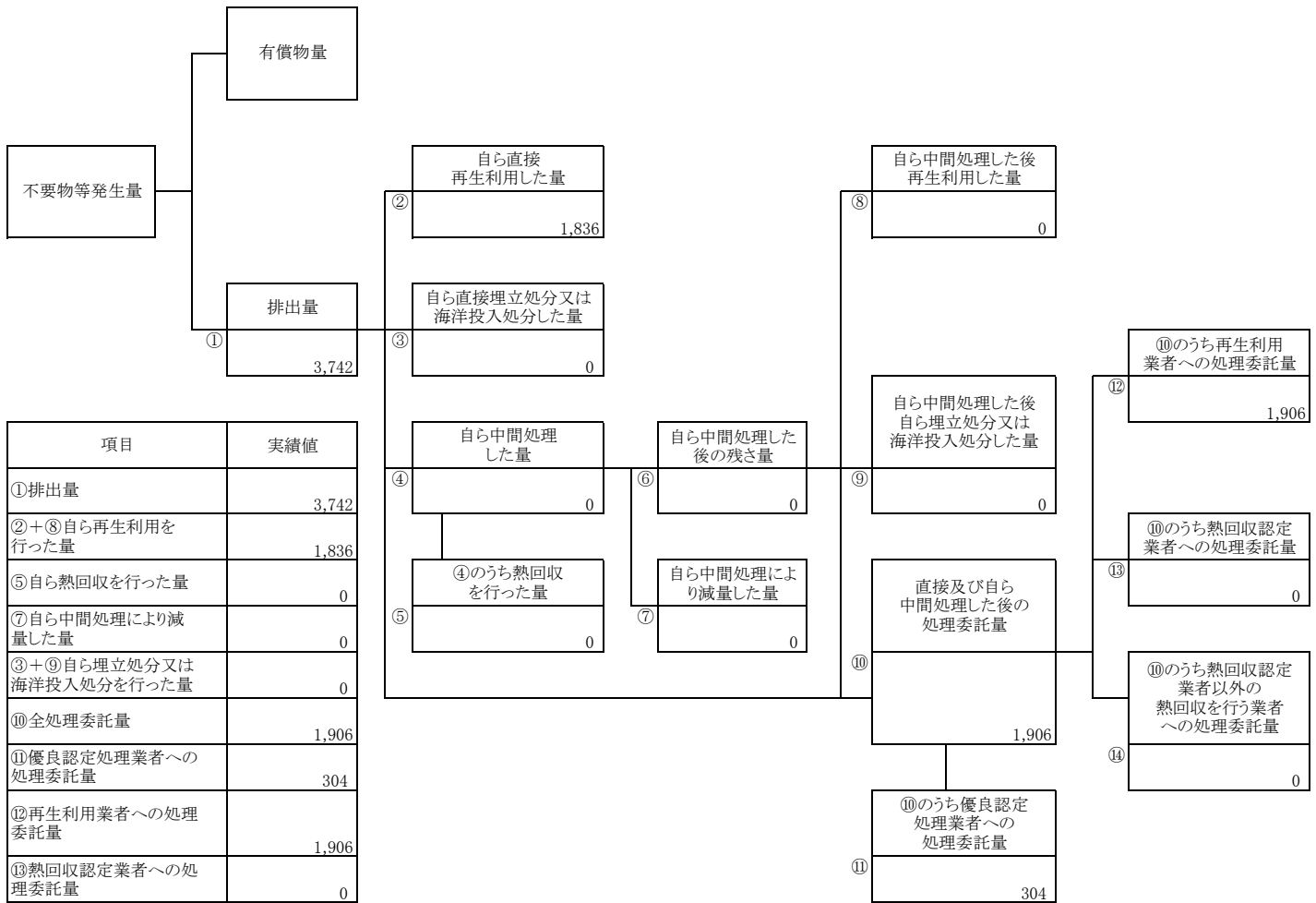
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,700t	全処理委託量	1,700t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,000t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1,700t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	3,742
②+⑧自ら再生利用を行った量	1,836
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	1,906
⑪優良認定処理業者への処理委託量	304
⑫再生利用業者への処理委託量	1,906
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔集計用シート〕

産業廃棄物の種類	①排出量 (t)	②自ら直接再利用した量 (t)	③自己選別・選別・分別又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 焼却処分を行った量 (t)	⑥④のうち 自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦⑥のうち 自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧⑦のうち 自ら中間処理 した後再利用 した量 (t)	⑨⑧のうち 自ら 選別・選別・分別 又は海洋投入 処分した量 (t)	⑩⑨のうち 自ら 選別・選別・分別 又は海洋投入 処分した量 (t)	⑪⑩のうち 自ら 選別・選別・分別 又は海洋投入 処分した量 (t)				⑫⑪のうち 自ら 選別・選別・分別 又は海洋投入 処分した量 (t)	⑬⑫のうち 自ら 選別・選別・分別 又は海洋投入 処分した量 (t)
											⑪-1 委託先による処分 (t)	⑪-2 委託先による処分 (t)	⑪-3 委託先による処分 (t)	⑪-4 委託先による処分 (t)		
法で定められている産業廃棄物の種類(シールドガスなど、一時的なものである場合は、認定行に送付してはならない。)	当該事業場において発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず自ら選別・分別又は海洋投入処分した量	①の量のうち、中間処理せず自ら選別・分別又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の量(中間処理前の量)	④の量のうち、焼却処分を行った量	⑥の量から⑤の量を差し引いた量	⑦の量のうち、自ら中間処理した量	⑧の量のうち、自ら選別・選別・分別又は海洋投入処分した量	⑨の量のうち、自ら選別・選別・分別又は海洋投入処分した量	⑩の量のうち、自ら選別・選別・分別又は海洋投入処分した量	⑪-1 委託先による処分 (t)	⑪-2 委託先による処分 (t)	⑪-3 委託先による処分 (t)	⑪-4 委託先による処分 (t)	⑫の量のうち、自ら選別・選別・分別又は海洋投入処分した量	⑬の量と⑫の量を合計した量(自動計算)
燃え殻															0	0
汚泥															0	0
廃油															0	0
廃酸															0	0
廃アルカリ															0	0
廃プラスチック類															0	0
ゴムくず															0	0
金属くず															0	0
ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず	3,742	1,836						1,906	1,906						304	1,836
紙くず															0	0
繊維くず															0	0
動物性残渣															0	0
動物系固形不要物															0	0
合計	3,742	1,836	0	0	0	0	0	0	0	1,906	1,906	0	0	0	304	1,836

(注1)トン未満は四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。